



長野県報

6月2日(木)
平成23年
(2011年)
第2272号

目 次

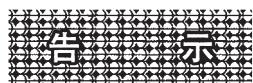
告 示

長野県議会定例会の招集（財政課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	3

公 告

一般競争入札（生活文化課消費生活室）	4
平成24年度長野県福祉大学校学生の募集（地域福祉課）	4
登録販売者試験の実施（薬事管理課）	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	8
平成24年度長野県工科短期大学校学生の募集（人材育成課）	9
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	13
平成24年度長野県林業大学校学生の募集（信州の木振興課）	13
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	14
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）	14
特定調達契約に係る一般競争入札（交通指導課）	15
一般競争入札（特別支援教育課）	17

正誤（2件）（森林づくり推進課）	17
------------------	----



長野県告示第405号

平成23年6月23日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成23年6月2日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第406号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月2日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字北小野字上ノ山4022の1から4022の5まで、字笠入4023の1、4023の3から4023の5まで、4024の3、4024の4、4025、4026の1から4026の3まで、4028、4029、4030の2、4031の1、4032から4034まで、4035のイ、4035のロ、4036、字苅合4047

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第407号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月2日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

佐久市田口字広川原172のロの1、172のロの2・173の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第408号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月2日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

佐久市前山字城山737の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第409号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月2日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

佐久市中込字北向田1478の1、1480の3、今井字大塚117の1、123から125まで、138、139

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第410号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年6月2日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字梨子木沢254の48、254の174

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第411号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田事務所及び青木村役場に備え置きます。

平成23年6月2日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
四ッ谷	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域。	青木村	奈良本	島崎	39番2	1号
		"	"	堂平	163番ロ	2号
		"	"	"	163番イ	3号
		"	"	島崎	40番1	4号
		"	田沢	月夜平	3726番	5号及び6号
		"	奈良本	島崎	14番1	7号
		"	"	"	16番1	8号
		"	"	"	17番1	9号
		"	"	"	39番16	10号

砂防課

長野県告示第412号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成23年5月26日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成23年6月2日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
中原 秀章	上田市武石小沢根503-4	東御市加沢1167-1セブン-イレブン東部加沢店
長野県電子工業技術研究会 代表 八木 国久	岡谷市長地片間町一丁目3番1号	岡谷市長地片間町一丁目3番1号 長野県電子工業技術研究会

会計課